

○水俣市企画旅行等誘致推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市の観光振興や経済振興に効果が見込まれる企画旅行等の誘致を推進するため、水俣市への企画旅行等を実施した旅行者等に対する水俣市企画旅行等誘致推進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた者をいう。
- (2) 企画旅行等 旅行者等による企画旅行、合宿、コンベンション等をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する「旅館・ホテル営業」に供する施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 水俣市に存する宿泊施設への宿泊者が10人以上であり、かつ、水俣市の観光消費につながる宿泊施設以外の観光施設、イベント、飲食店等の利用が1つ以上含まれ、水俣市のPRに寄与すると認められる企画旅行を実施する旅行者。
- (2) 水俣市に存する宿泊施設への宿泊者が50人以上であり、かつ、水俣市の観光消費につながる宿泊施設以外の観光施設、イベント、飲食店等の利用が1つ以上含まれ、水俣市のPRに寄与すると認められる合宿、コンベンション等を実施する者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる企画旅行等に対しては、助成金の交付を行わない。

- (1) 政治的活動を目的とするもの
- (2) 宗教的活動を目的とするもの
- (3) 修学旅行、スポーツ大会・スポーツ合宿
- (4) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (5) この要綱に定める助成金以外に助成等を受けて実施するもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

(助成金額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象者は、水俣市企画旅行等誘致推進助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 企画旅行等の内容がわかる書類
- (2) 宿泊及び観光施設等の利用予定が確認できる書類
- (3) 販売促進・募集方法の実施予定が確認できる書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付を決定し、水俣市企画旅行等誘致推進助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成金交付予定額を通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(企画旅行等の変更等)

第7条 助成対象者は、前条の規定による助成金交付決定通知を受けた後、企画旅行等の内容を変更する場合、予定の期間に企画旅行等が完了しないと見込まれる場合又は企画旅行等を中止する場合は、速やかに水俣市企画旅行等誘致推進助成金変更・中止承認申請書(様式第3号様式)に内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の変更・中止承認申請があったときは、前条の規定を準用し、水俣市企画旅行等誘致推進助成金変更・中止承認決定通知書(様式第4号)により助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成対象者は、企画旅行等が完了したときは、水俣市企画旅行等誘致推進助成金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 水俣市企画旅行等誘致推進助成金宿泊実績証明書(様式第6号)
- (2) 水俣市企画旅行等誘致推進助成金観光施設等利用実績証明書(様式第7号)
- (3) 販売促進・募集方法の実績が確認できる書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、助成金の額を確定し、水俣市企画旅行等誘致推進助成金交付確定通知書（様式第8号）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 助成対象者は、前条の規定による助成金交付確定通知書を受けた後、速やかに水俣市企画旅行等誘致推進助成金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成金額

区分	助成金額	限度額
企画旅行	宿泊者数に2,000円を乗じて得た額	100,000円
合宿、コンベンション等	宿泊者数に1,000円を乗じて得た額	100,000円